

第8回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和5年3月20日（月）9時59分～10時38分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、森宏之委員、飛鳥委員、森理恵委員

労働者委員 秋田谷委員、赤間委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員

【事務局】 高橋青森労働局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、
嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐

ただ今から、第8回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況について、中村委員、小枝委員、保土澤委員、齋藤委員、小野委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴について公示しましたが、希望者がありませんでしたので、併せてご報告いたします。

初めに、高橋労働局長より挨拶を申し上げます。

局 長

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度の青森県最低賃金の改定につきましては、中央最低賃金審議会から過去最高の引き上げの目安額、Dランク時間額30円が示されましたところです。これを踏まえまして、真摯なご議論をいただき、最終的には採決という形になりましたけれども、時間額を31円引き上げて853円という額で結審をしていただきました。そして、令和4年10月5日より発効をさせていただいております。

また、青森県産業別最低賃金につきましては、3業種については、それぞれ時間額29円の引き上げで合意をしていただきまして、12月21日より指定発効をさせていただいております。残る各種商品小売業につきましては例年と異なり、2回にわたる専門部会でのご審議をいただき、最終的に採決となりましたけれども、時間額30円の引き上げで結審をいただき、2月19日に法定発効をさせていただいております。

今年度は、本審、専門部会、検討小委員会を合わせまして、例年より2回多い計19回の開催となりましたが、いずれも円滑な審議会運営、真摯な議論ができましたのは、ひとえに石岡会長様をはじめとしまして、委員

の皆様の多大なるご尽力によるものと感謝申し上げます。

私ども労働局としましては、引き続き最低賃金の周知及び履行確保に万全を期していくとともに、業務改善助成金等の活用による最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援に取り組んでまいります。

本日は今年度最後の審議会で、来年度の青森県産業別最低賃金の改正申出の意向表明等についてご報告をさせていただきます。

なお、2年間にわたり審議をいただきました第55期委員の皆様による審議会も本日で最後となります。委員の皆様には改めて厚く御礼申し上げます。

来年度も委員の皆様をはじめ関係者のご協力をいただきながら、青森地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

室長補佐 以後の議事進行につきましては、石岡会長よろしくお願いいたします。

石岡会長 それでは、議題の1番令和5年度の青森県特定産業別最低賃金改正申出の意向表明について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 事務局でございます。

議題の一つ目でございます産業別最低賃金の改正につきましては、例年7月末に関係労使の申出を受けまして、改正の必要性の諮問や改正の諮問等を行うという流れになっております。その前に、概ね年度末を目途に、申出の意向の有無について審議会において確認することとされているところでございます。

今般、労働者側から提出されました意向表明の文書の写しを会議資料に添付させていただいております。

資料の1ページ目から5ページ目でございます。

資料2ページ目からになりますけれども、2ページ目が鉄鋼業で基幹労連青森県本部様からの申請でございます。3ページでございますけれども、電気機械器具等製造業でございます、電機連合青森地域協議会様からのものがございます。次の4ページになりますけれども、各種商品小売業でございます、U Aゼンセン青森県支部様からでございます。5ページ目、自動車小売業でございます、自動車総連青森地方協議会様のものになっております。

この意向表明によりまして、今年7月31日までに、改正の申出が行われることとなりますので、審議会としてのご確認をお願いしたいと思います。

事務局としましては、6月の最低賃金実態調査の実施に当たり、例年

どおり産別最賃の改正審議に対応できますよう、準備させていただくこととしております。

次に、意向表明がございましたので、適用労働者数と適用使用者数の確認をお願いいたします。

6 ページ目になります。資料No.2 としておりますけれども、こちらの表に数字を載せているところがございます。

まず、鉄鋼業につきましてですけれども、適用労働者数が1,377 人でございます。適用事業場数が28 となっております。

次に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業となりますけれども、こちらは適用労働者数が7,103 人、適用事業場数が137 となります。

続きまして、各種商品小売業でございますけれども、適用労働者数が1,536 人、適用事業場数が20、自動車小売業につきましては、適用労働者数が4,876 人、適用使用者数が623 となります。

この表の適用労働者数、適用事業場数につきましては、平成28年の経済センサスの調査を基に、その後の実態調査の結果が反映されているものでございます。

なお、改正の申出につきましては、適用労働者数の概ね3分の1とされているところがございます。こちらは各業種における申出要件の欄に記されておりますけれども、鉄鋼業の459人から電気機械器具製造業の2,368人と幅がございますけれども、この人数がそれぞれの業種に応じた申出要件の人数ということになります。

改正申出に際しての必要書類につきましては、労働協約ケース、公正競争ケースとも7ページ以降に載せてございます。

この書類につきましては例年と基本的に同じものとなっているところがございます。

以上で産業別最低賃金の改正申出の意向表明に関する説明を終わります。

石岡会長 ただ今の報告につきまして何かご質問等はございませんか。

(委員から「特になし」の声)

石岡会長 細かい話ですけれども、自動車小売の3分の1は1,625にはならないで切り上げになるのですか。

賃金室長 切り上げです。

石岡会長 元々、概ねとなっておりますからね。

それでは、特にご質問等がなければ、鉄鋼業をはじめとする4業種の産業別最低賃金の改正について、改正の申出をするという意向表明が出されておりますので、このことを審議会として確認したいと思います。

よろしいですね。

(委員から、「異議なし」の声)

石岡会長

ご承知のとおり、産業別最低賃金は、関係労使のイニシアチブの発揮によって決めるという仕組みになっておりますので、円滑な審議に向けて、労使双方で意思疎通を図っていただくようお願いをしたいと思います。

次に、議題の(2)になりますが、令和4年度青森地方最低賃金審議会等開催状況の報告について事務局からご説明をお願いします。

賃金室長

事務局でございます。

資料の10ページをご覧くださいと思います。

こちらは、令和4年度青森地方最低賃金審議会会議別開催状況ということで、各会議を表にまとめたものでございます。

今年度は、本日の本審を入れますと、本審、専門部会、検討小委員会を含め、全部で19回の開催ということになりました。

地域別最低賃金につきましては、本年度は、中央最低賃金審議会の目安の伝達を8月4日に行いまして、その後、4回の専門部会における審議を経て、8月9日に答申をいただき、10月5日の発効となったところでございます。

産業別最低賃金につきましても委員の皆様方のご尽力によりまして、4業種とも結審したところでございます。

なお、3業種については例年どおりの12月21日指定発効ということになりましたけれども、各種商品小売業につきましては金額審議を例年と異なり2回行うことになったため、2月19日発効ということになりました。

11ページ目でございますけれども、こちらは青森県の最低賃金決定額の表になりますが、県最賃と4業種の最低賃金について平成25年から年度別に載せております。

12ページから14ページは、産別最賃の東北全体の年度別推移になります。

12ページは、鉄鋼業を載せております。青森、宮城、岩手の平成25年から令和4年までの表になります。

13ページ目でございますけれども、こちらは、東北地方の電気機械器具等製造業の年度別推移ということになります。青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島を載せてございます。

続きまして、14ページでございますけれども、これが東北地方の自動車小売業の年度別推移で、青森、岩手、秋田、宮城、福島のものでございます。

なお、各種商品小売業につきましては、現在東北では青森県だけで設定されている業種でございますので、資料として用意していないということでございます。

15ページ、資料No.6をご覧くださいと思います。このページの上段の表につきましては、平成25年度以降の青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率、下の表が監督指導結果の状況でございます。

令和4年度の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果につきましては、2月28日時点での状況を載せているところでございます。今年、2月28日時点で223事業場について監督を実施しまして、そのうち、最低賃金未満の事業場が18件ございまして、違反率は8.07%となっております。

本年度の審議会開催状況等につきましての説明は以上でございます。

石岡会長

ただ今の説明につきまして何か質問やご意見等はございませんか。

赤間委員

労働局も忙しいと思いますけれども、未満率の監督指導のところですけども、平成25年から比べると影響率は増していると思うので、監督実施事業所数を見ると、もうちょっと回っていただければという感じがします。

違反を摘発するというのではなくて、書いているとおりに履行確保を主眼とする監督指導という話なので、できるだけ数を回って最低賃金未満のところには履行してもらえようなんとかお願いしたいです。

あと、産別最賃の時にお話した産別最低賃金のところもなかなか指導というふうにはいかないのかもしれませんが、履行確保ということが目的なのであれば、産別最賃も上がったのでという話だけでも事業所を回っているときにしてもらっているのかなと期待しているのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

賃金室長

監督実施の件数につきましては、年間の監督件数はこれでも最大限に確保している状況ではあります。また、最賃違反の監督については基本的には地域別最賃を主眼として実施しているところでありますので、産別最賃についても監督対象にというお話につきましては、監督課との調整もございますので、では、来年度からというふうにもこちらからは言えないものですから、いただいたご意見につきまして、どのようなことが可能か確認させていただきます。

赤間委員 できるだけ上がったということを周知してもらえれば変わっていくと思うので、何とかよろしくをお願いします。せっかく決めた最低賃金額ですので。

秋田谷委員 確認だけいいですか。
この監督指導の事業所というのは毎年同じところをやっていくのか、それとも、令和3年度にやった事業所については、令和4年度には含めないで違う事業所でやる、毎年毎年変えているのか、そこを教えていただきたいです。

賃金室長 同じ事業場を毎年やるということではございません。違反が疑われる業種等をまずはターゲットとしまして、その中から選ぶということになりますが、その中に過去に違反があった事業場が含まれることはありますけれども、事情があれば別ですが、そこを毎年のように調査するわけにはいきませんので、あくまでターゲットとなる業種から選んで監督指導していくという流れになっております。

秋田谷委員 わかりました。ありがとうございます。

石岡会長 ほかに何かご質問等はございませんか。

(委員から「特になし」の声)

石岡会長 それでは、その他として事務局から何かありますか。

賃金室長 それでは、資料の残りの部分を簡単に説明させていただきます。
16ページの資料No.7をご覧ください。最低賃金改正に係る周知広報実施状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。
こちらは今年の3月1日時点での広報の実施状況について記載しているものでございます。1点目の広報の実施状況でございますけれども、報道機関へのリリース関係になっておりまして(1)から(10)までございます。基本的には昨年度と同様の流れになっております。
2点目として、報道機関以外への広報ですが、県最賃については年間で682件依頼しているところでございます。
17ページを見ていただきたいと思いますのでございますけれども、県最賃につきまして、県内40市町村でございますけれども、各市町村広報誌全てに掲載していただくことができました。
なお、資料には記載しておりませんが、15市町村につきましてはホームページにも掲載していただいております。

17ページの中段に(2)として産別最低賃金の状況でございますけれども、ご記載のとおり、627件の広報依頼を行っております。

資料に記載されている各市町村の広報誌掲載状況は14でございますが、3月15日の最新の状況ですと広報誌は17掲載されていることを確認しております。

3番目としましては、当局のホームページにおける広報の状況でございます。最低賃金が改正された10月5日から2月末までの状況でございますけれども、当局のホームページにアクセスされた件数が10,922件だったところでございます。

また、このほかにも委員の皆様のご所属の団体等におきましても会報への掲載等、最低賃金の周知につきましてご協力をいただき感謝申し上げます。

事務局としましては来年度も効果的な時期、手法をさらに検討しまして、周知に努めたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

石岡会長

ただ今のご報告について、何かご質問やご意見はございませんか。

(委員から「特になし」の声)

石岡会長

いつも産別の議論をするときによく問題になるのですけれども、自分の業種が果たして産別に合っているかどうかという自覚がないままに回答しているような企業さんがあるのではないですか。統計上、未満率がすごく大きくなったりとか、影響率がすごく大きくなったりとか、産別の議論をするときにいつもこの人たちってどういう業種なんだっけということが議論になって、基礎調査をやるときに自分たちが鉄鋼なら鉄鋼に該当するという自覚がないままに回答されているのではないかということが問題になりますよね。その辺、広報の問題、あるいは、基礎調査のやり方の問題なのか、もう少し何とかならないのかなという気もしますね。産別の時に影響率や未満率がすごく歪な形で出てくるというのに違和感を覚えることがよくありますからね。

それは、検討していただくことにして、それでは、本年度の審議会も今日が最終ということになりますので、今年度の審議会を振り返って何かご意見、あるいは感想等がございましたら、発言いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

秋田谷委員

今年を振り返っての感想になると思うのですが、地賃の関係で言いますと、中賃の目安答申がだいぶ遅れたということで、日程も再調整しながら、本来は予備日が設定されていたのに、そこが最終の第4回専門部会になっ

てしまったということで、もう1日余裕があれば、こちらとしても準備できたものがあつたのではないかという反省と他県の状況を見る時間というのも少しできたのではないかというところから言うと、やはり、予備日を設定していただいたほうが良かったのではないかと感じているところでございます。

あと、特定最賃のところでは言いますと、その産別の賃金相場をどのようにするかということで議論をしていって、鉄鋼が決まってしまうと、ほかの3業種にとっての見えない壁になって、超すことができないといえますか、業界によって良いところと悪いところがあるので、産別の状況を踏まえた議論ではなく、あくまでもそれを超えないための議論になってしまっているのではないかなと感じてしまいました。

各種商品小売業については予備日を使ったので、公益の先生、使側の皆様も日程調整をしていただいて、そういう意味では大変感謝しておりますし、ご迷惑をかけたなと思っております。ただ、各種商品小売業については、地賃が改定されますと各種商品小売業最低賃金が地賃を下回ってしまうということで、各種商品小売業の最低賃金が改正されるまでの期間は県最賃になってしまうという危機感の表れが業界にあった中で、予備日を使ったこと、日程がそれぞれ取れなかったということで2月までずれ込んでしまったというのは、働く人にとってマイナスの部分があつたのではないかなと思っております。ただ、予備日の関係で行きますと日程調整、全員の日程を確保するというのは非常に難しいとは思いますが、その中でも最大出席できる範囲内で設定をしていただければ新年度についてはぜひお願いをしたいと思っております。

以上です。

石岡会長 ほかに。

小笠原委員 まず、今、秋田谷さんから日程の関係のお話があつたところでございます。私どもも中賃の目安の発表の後、内容を吟味しながら内部的な検討をして、委員同士でも確認の打合せをしながら意見発表、審議に臨んでおりますので、中賃の審議日程の情報は青森労働局にもあると思いますので、全体の審議に影響のないような形で予備日なり、あるいは、各委員から聴取した日程調整の中で開催の日程を決めて審議していただければ大変助かるなと思っております。

秋田谷さんからも各種商品小売業の話があつたところでございます。地賃がここ数年、毎年のように過去最高の引上げ率、Dランクではプラス1円の状況が続いており、来年度についてはどうなるのか分かりませんが、状況的には物価上昇があつて、高い目安の設定が見込まれるという状況なのかなと感じております。その中で、各種商品小売業が地賃と接近

しておりますので、地賃が上がりますと各種商品小売業の適用労働者の賃金はある時点で地賃適用に金額単価に置き換わるんです。各種商品小売業が決定した段階で本来の各種商品小売業の金額に戻るということで、業界の内部、あるいは、労働者の方にとっては支給事務、あるいは、最低賃金に対する違和感を覚えることがなくもない状態になるという垣根があることが予想されますので、全体として影響のない形で、予備日しかないような状況を作らないように日程確保の中で円滑な審議ができるような体制を整えて進めていくことがベターなのかなと思っております。

今年度の審議、事務局からお話があったとおり、19回も会議をやったのかと思いますと、非常に感慨深いものがあるわけでございますけれども、来年度を考えますと、ロシアのウクライナ侵攻によります物価上昇も率は政府の支援策によってダウンするかもしれませんが、それにしても高い物価上昇率になる恐れがありますので、わたくしどもとしても景気が早く良くなって公労使の三者構成を活かした実態の賃金上昇を考えた審議ができれば良いなと思っているところでございます。

引き続き、春闘の妥結状況ほか経済の諸情勢を考えながら円滑な審議をしていければと思っているところでございます。

わたくしの所感は以上でございます。

赤間委員

今回の感想と今の状況と時期の話ということで、いろいろ話をしたいと思っておりますけれども、今の最低賃金がいろいろと議論したはずが、結局青森県も最下位に転じてしまったというのがショックではありました。岩手とかの賃上げのところのデータがもう少し早く入っていればというのがありますけれども、結局、みんなに追いつかれてしまったということです。たしかに、経営者側から見ると過去最大の賃上げということで躊躇した部分があるかと思っておりますけれども、今の状況を付け加えて申し上げますと、小笠原委員が言ったように産別最賃の時期とか言っていましたけれども、今年の春闘を見ると、労働者側が5%要求しているのに、企業から出ているのが6%、7%という労働者の要求をはるかに上回る回答が相次いでいるのが現状です。最低賃金が厳しいと言っていたのは、それこそ鶏が先か卵が先かと言いますが、企業が先行投資で人材確保のために賃上げを始めているというのが今期の状況ですので、来季に向けてそういうところも加味しながら考えていかなければいけないのかなというのがあります。物価高になかなか付いていけないというのも労働者側としてはあります。あともう一つ肝になるのは、来年度、時期の話ですけれども、審議の公開というのも肝になってくるのかなと思います。さっき、石岡会長からもあったとおりに、鉄鋼の部分でも、私も影響率も含めて急に跳ね上がるなど、どこまでが範囲なんだというのがありますけれども、公開になってくるとそういう話もきちんとして、この審議会の中だけで収まってい

たものが問題になってくるというのが来年度はあるのかなと思います。目安審議会の中でも出ていたみたいですが、全国的に来年度は公開に向けてのいろいろな議論が活発化してくると思いますので、来年度はそういうところにさらに気を配りながら進めていかなければいけないのかなと思っております。金額については、政府も1,000円に向けてという総理の言葉もあったようですので、来年はまた過去最高の額が出てくると思いますので、お互いに、胸襟をというか、真摯にというか、人材先行という話で無理もかかる部分もあると思いますけれども、ぜひ、そういう話もして、青森県は最下位ではない、いい人材がいるんだという議論ができていければ、ぜひ、こういう話を継続していければと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

石岡会長

最近の情勢は情勢として、何とも言えないですけれども、確かに、産別が難しくなっているという感じはしますよね。今日の資料11ページを見ればわかるとおり、地賃との比率が年々下がっている。昔は地賃よりも産別のほうが結構上だったというのがあったんですけれども、最近はどんどん差が縮まってきて、先ほど秋田谷委員からあったように、一時的に逆転現象が起こるようなことになっているので、非常に産別が難しくなっている気がしますよね。鉄鋼がガラスの天井になっているのかどうかについては、それなら来年は鉄鋼を最後にすればいいのかというところもあります。ただ、他県の状況を聞きますと産別のほうも当会のように一回で結審というのはなかなかなくて、何回もやっているというところが結構あるというお話もお聞きしています。全国的にはそういう状況ですけれども、労使の協議一回で決めるという慣行はいい慣行ではないかと思っていたので、できれば今後も続けてやったほうがいいのではないかなと思っております。

あと、秋田谷委員からお話があった日程の問題や審議会の日程の持ち方というのは工夫をしなければいけないかなと思っております。

来年度は来年度で委員の改選期でもありますので、メンバーの交代等あるかもわかりませんが、来年度は来年度で工夫をしていくしかないのかなというところではあります。

今年度はいろいろありましたが、ご苦勞様でした。

どうもありがとうございました。

それでは、本日、そして、今年度の審議会はこれで終了ということにしたいと思います。

大変お疲れ様でした。